

地方独立行政法人京都市立病院機構の業務運営並びに財務及び会計に関する規則の一部  
を改正する規則を公布する。

平成23年3月30日

京都市長 門川 大作

京都市規則第 114 号

地方独立行政法人京都市立病院機構の業務運営並びに財務及び会計に関する規  
則の一部を改正する規則

地方独立行政法人京都市立病院機構の業務運営並びに財務及び会計に関する規則の一部  
を次のように改正する。

第10条中「第2章第4節第39」を「第2章第4節第40」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(保健福祉局保健衛生推進室医務審査課)